

令和6年4月3日

土木部監理課 入札・契約G
担 当 新田
内 線 5023
外 線 076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) 押田建築設計事務所 富山県富山市丸の内3-4-16

2 指名停止期間

令和6年4月3日 から 令和6年6月2日 まで (2箇月)

3 指名停止事由

上記有資格業者の元常務取締役は、富山県立山町が令和5年4月に行ったグリーンパーク吉峰新オートキャンプ場整備実施設計及び工事監理業務の指名競争入札をめぐる、同町の職員から未公開の仕様書案の情報を事前入手して設計業務に着手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年1月23日、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕された。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第11号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 11 次のア又はイに掲げる者が、石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内の他の公共機関の工事に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等	3箇月以上 12箇月以内
イ 一般役員等又は使用人	2箇月以上 12箇月以内